

～ 金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度 非木造建築物編 ～



○ 補助条件

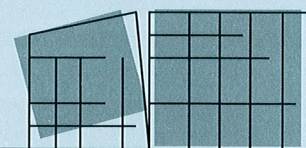
- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物で、下記のいずれかに該当するもの

	耐震診断	耐震設計	耐震改修工事
一戸建て住宅	補助率 2/3 上限 20万円	補助率 2/3 上限 10万円	補助率 2/3 上限 170万円
※1 共同住宅、長屋、寄宿舎	補助率 2/3 上限 200万円	補助率 2/3 上限 100万円	補助率 2/3 上限 100万円/戸かつ1億円
※2 緊急輸送道路沿道建築物	補助率 2/3 上限 200万円	補助率 2/3 上限 100万円	補助率 2/3 上限 1億円
※3 上記以外で 不特定多数利用施設	補助率 1/3 上限 100万円	補助率 1/3 上限 50万円	補助率 7.6% 上限 2,000万円

- ※1 限度額の根拠となる住戸数は別途算定します。
- ※2 倒壊により緊急輸送道路の通行を妨げる建物に限られます。
- ※3 国の補助要件を満たした場合は、工事の補助率が 15.2% になります。
- ※4 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断補助制度もございます。

～ 金沢市危険ブロック塀除却費補助制度 ～

危険ブロック塀除却のための費用の一部を補助します。



○ 補助対象

- ① 通学路等に面する部分に設置されたブロック塀
 - ② 学童その他の通行人の安全を確保するために除却する必要があるブロック塀
- ※ブロック塀とは、コンクリートブロック造、石造、その他の組積造の塀及び門柱

○ 補助金額

補助金額 = 3,500円 × ブロック塀の面積(m²)

(注意) 補助金額は100,000円を上限とします。
ブロック塀の面積は平方メートル未満を切り捨てとします。